社会福祉法人東松山市社会福祉協議会ボランティアセンター登録要綱

（目的）

第１条 この要綱は、東松山市内における地域福祉活動を行う個人や団体（以下「団体等」という）が、東松山市社会福祉協議会ボランティアセンター（以下「センター」という）に登録することにより、センターと団体等が協力して地域福祉活動を推進することを目的とする。

（登録の対象）

第２条 登録の対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体等とする。

(1) 地域福祉の推進を目的とする非営利団体であること。

(2) 団体等の拠点や活動場所、参加者が主に東松山市内であること。

(3) 宗教活動、政治活動等を目的としていないこと。

（登録の申請）

第３条 登録を希望する団体等は、社会福祉法人東松山市社会福祉協議会会長（以下「会長」という）にセンター登録申請書（様式１）、但し団体等においては会員名簿を併せて提出するものとする。

（登録の承認）

第４条 会長は、新たに登録の申請があった個人について、センター登録申請書の受理をもって登録を承認する。但し、団体については第２条の要件をみたしている場合、センター登録承認通知書（様式２）を交付し承認する。

（登録の期間）

第５条 登録の期間は、原則として登録日より当該年度末までとする。但し、申請により登録を更新できるものとする。

（活動の支援等）

第６条　センターは登録を受けた団体等に対し次の支援を行う。

(1) 地域福祉活動に関する情報提供

(2) 地域福祉活動に関する相談・助言・調整

(3) 当該団体の活動等の広報

(4) その他必要と認める支援

（登録の取り消し）

第７条 会長は団体等が次の各号に該当した場合は登録を取り消すことができる

(1) 団体等より登録の辞退の申し出があった場合

(2) 団体等が登録の要件を満たさない場合

(3) 公序良俗に反する行為があった場合

（委任）

第８条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

（施行期日）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。